

申告と納税をお忘れなく



確定申告期間

2月16日(水)～
3月15日(火)

問い合わせ先
紋別税務署 ☎ 2193番
税務課市民税係 ☎ 334・369番

税金は、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も平成16年分の所得税・市道民税・国民健康保険税などの申告と納税の時期になりました。期限間近になると税務署・市役所の窓口が混雑しますので、早めに申告しましょう。

◎所得税

所得税の確定申告は、納税者が1年間の所得とその税額を自分で正しく計算して申告し、納税する申告納税制度に基づくものです。確定申告をしなければならぬ人が申告しなかったり間違った申告をすると後で不足の税額のほか、加算税や延滞金を納めなければなりません。期限は、3月15日(火)なので十分に注意してください。

平成16年分の所得税については、昨年同様定率減税が実施されます。

この定率減税は、所得税の一定割合(控除率20%以上限が25万円)が減税されることとなります。

確定申告の際は、定率減税の適用をお忘れなく。

◎市道民税

給与等の金額が2千万円以下であり年末調整をしている給与収入者で給与所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税においては確定申告の必要はありませんが、市・道民税については申告しなければなりません。

◎国民健康保険税

国民健康保険加入者で確定申告をする必要がなく、給与や年金(遺族・障害年金等非課税所得を除く)の源泉徴収票を受け取っていない方は、国民健康保険税額算定のため申告が必要となります。申告をしないと、条例に基づき税額が自主決定されますのでご注意ください。

◎申告相談の案内

市では、間違いのない申告をしてもらうため、次の日程で「申告相談」を行いますので利用ください。

- 市役所2階消防会議室
日 時 3月15日(火)まで
9時30分～16時まで
- 上渚滑町民センター
日 時 2月28日(月)
10時～16時

※確定申告の時期が近づくと書類の作成などを依頼する方が多く見られます。その際は、資格のある税理士に依頼しましょう。

市税は口座振替で納め忘れをなくしましょう!

・口座振替とは、あなたが指定する金融機関の預貯金口座から自動振替により納税してもらうものです。
うっかり納期を忘れても確実に納付することができます。
・領収書は各税目の最終納期限日後1ヶ月以内にまとめて送付します。
一度手続きすると翌年度も自動的に口座振替され、中止の申し出があるまで安心・確実です。

問い合わせ先
納税課納税係・収納管理係
☎内線 244・294・408番